

2014年3月

博士学位論文の公表方法について

化学専攻主任

学位規則第9条および京都大学学位規定第14条に定める博士学位論文の公表方法（博士学位論文のインターネット公開）について、化学専攻では、現在、以下のものを基本的な考え方としています。

化学専攻の基本的な考え方

（1）化学専攻ではほとんどの場合、著作権等の問題で全文公開は難しい。したがって、基本的には要約の公開とする。ただし、申請者ならびに指導教員が差し支えないと判断し、調査委員会がこれを承認した場合には全文公開とし、その場合には、Thesis形式の論文（日本語または英語）の公開を原則とする。^{注）}

（2）前項の要約は、学位論文の研究内容の背景、主たる結論やそれに至る過程が簡潔に示されたものとする。学位論文の構成（章だて）を維持したままで、日本語あるいは英語で要約することとし、日本語では3000字程度、英語では1500単語程度を目安とする（A4で2ページ程度を想定）。要約は、申請者が学位論文に添付して提出し、調査委員会ではその要約の適切性も合わせて審査する。

注）著作権等の問題に関連して、「博士学位論文の公表方法」を提出する際には、博士論文の内容を公表した（あるいは発表することが決まった）学術雑誌のcopyright policyについて、出版社ごとのセルフアーカイビングに対する方針を以下のサイトでご確認いただき、その結果も調査委員会（化学専攻）にご報告下さい。

Search - Publisher copyright policies & self-archiving

(<http://www.sherpa.ac.uk/romeo/search.php>)

学協会著作権ポリシーデータベース

(<http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/index/>)